3．指定する地域　九州全県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
4．指定する区分
・一般ガス保安規則第80条第４項において準用する同省令第79条第２項から第４項までに規定する特定施設の保安検査。
・専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る特定施設の保安検査。
5．指定年月日　平成29年11月６日

告　示

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係労働者を代表する者冨田悟史の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年11月16日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成29年11月30日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　山口労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

今般、宮崎労働局の関係労働者を代表する者隈元浩二の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年11月16日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成29年11月30日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　宮崎労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

今般、宮崎労働局の関係労働者を代表する者岩倉万太郎の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年11月16日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成29年11月30日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　宮崎労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

福島労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間831円」を「１時間847円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第４号中「１時間851円」を「１時間869円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月16日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間926円」を「１時間941円」に改める。